

4. 都市づくりの方針(分野別整備方針)

4-1 土地利用の方針

(1) 基本目標

- 先人から私たちが受け継いできた生活する場としての住宅地や、買い物をしたり働く場である商業地や工業地などの都市的な生活空間と、癒しと潤いをおいを与える霞ヶ浦や河川などの水辺や樹林地をはじめ、生業の場である農地などの自然的な空間との調和を基本としながら、次の世代に大切に継承する。

1) 自然的土地利用

水田や畑などに利用されている農地は、広域圏における本市の担うべき役割である、首都圏の穀倉地帯、食料供給基地としての機能を維持するために、農業振興方策を図りながら、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等の適切な運用により、保全を図る。

また、霞ヶ浦、利根川、小野川、新利根川、横利根川などに代表される恵まれた水辺環境は、貴重な動植物の生息生育空間ともなっていることから、自然公園法や河川法等の運用をはじめ、市民等の協力を得ながら適切に保全するとともに、市民や首都圏住民等の貴重な余暇・レクリエーション空間として、適切な活用を図る。

さらに、平地林や斜面林等の樹林地は、環境・景観的にも重要な緑地であることから、関係法令や地権者への優遇措置をはじめ、市民参加の手法などを取り入れながら、保全と活用を図る。

2) 都市的土地利用

市民が生活を営む住宅地、店舗や事業所活動をする商業業務地、工業流通地、その他の都市的土地利用（公共公益用地、公園用地、道路用地、交通施設用地等）は、これまでの稲敷市の都市の成り立ちなどの経緯を踏まえながら、都市計画法等の各種法規制の適切な運用による規制・誘導を図る。

また、今後の首都圏中央連絡自動車道をはじめとする道路交通体系等の整備効果等を踏まえ、地域の活性化を図ることが重要であることから、農地や樹林地、水辺等の自然的土地利用との調和を図ることを前提に、積極的に新たな都市的土地利用の誘導を図る。

(2) 基本方針

1) 稲敷東部台都市計画区域(線引き都市計画区域)

	主な配置の方針	土地利用の方針
住宅市街地ゾーン	○江戸崎や新利根の市街化区域(特に住居専用地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の形成に向けて、道路や下水道など都市施設の整備を進めながら、一戸建ての住宅が主となる低密度の土地利用の誘導を図る。 ・利便性が高く、ゆとりある住環境を維持し、環境の悪化を防止する。
	○市街化調整区域の小規模開発地区など、宅地が狭小で、道路や公園などの都市施設が不十分な地区	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境や防災面で問題を抱えているため、都市施設の整備を進めながら、居住環境の向上に努めるものの、今後も市街化の拡散を防止し、適正な土地利用の誘導を図るため、線引き制度の維持に努める。
	○南ヶ丘などの計画的な住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の維持を図るため、地区住民の理解と協力に基づき、地区計画制度や建築協定制度等の導入を検討する。
集落地ゾーン	○市街化調整区域の既存集落及び既存集落に隣接する一定の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や下水道などの都市施設の整備を進め、生活環境の改善や生活利便性の向上を図りながら、一戸建ての住宅が主となる低密度の土地利用の誘導を図り、にぎわいと活気あふれる集落を維持形成する。
	○市街化調整区域の農業系ゾーンや樹林地系ゾーンに点在する小規模集落等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のゆとりある住環境を維持しつつ、周辺への無秩序な開発を抑制し、周囲の農地や樹林地等の自然環境と調和した集落環境を形成する。 ・人口減少や高齢化が著しい集落等においては、既存集落維持活性型地区計画制度等の活用による新たな定住促進策を検討する。
商業業務地ゾーン	○江戸崎の市街化区域の幹線道路沿道や商業系用途地域が指定された区域	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の商店街やショッピングセンターを核に、さらなる商業・業務地の集積を図る。 ・江戸崎市街地は、旧来より稲敷地域における商業・業務の中心として栄えてきたが、近年、にぎわいと活力を失いつつあるため、地元との協働により、活性化に努める。
	○新利根の柴崎の市街化区域の幹線道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・新利根市街地は、新利根庁舎や公民館等の公共施設等が集積した利便性や既存の商業施設を核に商業系土地利用の誘導を図る。
	○江戸崎・新利根市街地(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を中心としつつも、徒歩や自転車でも安全に買い物ができる商業環境の形成を図る。
工業流通地ゾーン	○下太田・下太田第二工業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も工業機能の強化を図る。
	○高田地区の工業専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の変更を検討するとともに、既存の生産環境の維持・向上を図りながら、周辺の自然環境等と調和した良好な就労の場を形成する。
その他の土地利用ゾーン	○公共公益施設が集積した江戸崎市街地の江戸崎、新利根市街地の柴崎・伊佐津	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設の維持・充実を図るとともに、施設周辺の緑化等の景観整備やバリアフリー化等を推進する。
	○公園等の公共施設用地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の公共施設用地は、適切な維持管理を図るとともに、市民等の利用促進を図る。

	主な配置の方針		土地利用の方針
都市的 土地利用誘 導ゾーン	○新庁舎周辺地区		・地区計画制度の導入などについて検討し、適正な都市的 土地利用の誘導を図る。
	○工場立地法に基づく工場適地 指定を受けている江戸崎工業 団地、下太田第二工業団地等		・地区計画制度の導入や線引きの拡大、用途地域の指定 などを検討するとともに、道路や下水道などの都市施 設の整備を図り、開発ポテンシャル（潜在的な能力・ 魅力）の向上を図る。
	○稲敷インターチェンジ周辺等 の幹線道路沿道や交差点周辺 等		・道路や下水道などの都市施設の整備を図り、開発ポテ ンシャル（潜在的な能力・魅力）を向上させながら、 商業、流通機能などの適切な立地を促進するための地 区計画制度の導入や、一定の開発行為を容認する区域 の指定について検討する。
	○（仮称）東インターチェンジ周 辺等の幹線道路沿道や交差点 周辺等		・道路や下水道などの都市施設の整備を図り、開発ポテ ンシャル（潜在的な能力・魅力）を向上させながら、 業務研修機能等を付加した空港支援・連携型の産業の 立地を促進するための地区計画制度等の導入を検討 し、適正な都市的土地利用の誘導を図る。
	○下君山・松山地区の一定の区域		・工業・流通業務系の企業が進出可能な地区計画等の導 入により、適正な都市的土地利用の誘導を図る。
	○農用地区域に含まれない地区		・地区計画制度の導入や、一定の開発行為を容認する区 域の指定について検討し、適正な土地利用の誘導に努 める。
農地 ゾーン	保全型	○市街化調整区域の 農振農用地及び農 業関係事業による 受益地	・良好な農業基盤を活かし、農業の振興を図りながら、 優良農地の保全を図る。
	活用型	○上記以外の農地	・農地法の一部改正に伴い、遊休農地の管理強化を図る とともに、農業への企業等の参入機会が拡大したこと から、農地を効率的に利用する耕作者についての権利 取得を促進する。

	主な配置の方針	土地利用の方針	
樹林地 ゾーン	保全型	<ul style="list-style-type: none"> ○地域森林計画対象民有林等のまとまりある平地林や里山、連続する斜面林等 ○江戸崎城跡などの歴史的・文化的に貴重な資源等と一体となった良好な樹林地 ○高田権現自然環境保全地域や上根本緑地環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面林や平地林は、景観上、防災上、重要な役割を果たし、本市の貴重な存在であることから、積極的な保全を図る。 ・地域森林計画対象民有林は、森林法等に基づき適切な保全を図る。 ・特に稲敷台地と低地を結ぶ斜面地に帯状に連なる斜面林は、集落や農地とともに本市の特徴ある自然環境であることから、市民等の協力のもと積極的な保全を図る。 ・神社仏閣、史跡等の歴史的・文化的資源等と樹林地の一体的な保全に努める。 ・自然環境保全法等に基づき適切な保全を図る。
	活用型	○上記以外の緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落に近接・隣接する身近な樹林地等は、所有者の理解と協力のもと、適切な保全を図りながら、市民緑地等の環境学習等の場として積極的な活用を図る。 ・大規模な土地の改変を伴うなど、環境負荷の大きい産業廃棄物処分場については、その適正な規制を図る。 ・土砂採取場や跡地等は、事業者等に対し緑化回復や環境改善を要請する。
		○ゴルフ場	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱等に基づき、農薬等による環境汚染の防止を図る。 ・敷地周囲の樹林地は、貴重な緑地の一部として借景的な活用を図る。
水辺 ゾーン	○霞ヶ浦湖岸等の水郷筑波国定公園区域（水辺と水辺緑地） ○信太古渡、稲波干拓地等の貴重な動植物の生息生育空間	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法等の関係法令に基づき、国や県、周辺市町村とともに適切な保全を図る。 ・オオヒシクイやサギ、カモをはじめとする多種多様な野生鳥類の生息地であることから、適切な保全を図る。 	
	○利根川、新利根川、小野川等の河川区域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法等の関係法令に基づき、国や県とともに適切な保全を図る。 ・霞ヶ浦、利根川等については、河川改修事業を促進するとともに、水害の防止を図る。 	

▼商業業務地ゾーンイメージ



▼都市的土地利用誘導ゾーンイメージ



2) 稲敷東南部都市計画区域(非線引き都市計画区域)

	主な配置の方針	土地利用の方針
集落地ゾーン	○古渡、幸田等のコンパクト・タウンや、西代等をはじめとする主要幹線道路沿道に形成された住宅地 ○計画的に整備された光葉(ヒルズガーデン東)や結佐などの住宅団地	・用途地域制度や地区計画制度、特定用途制限地域制度等の導入を検討しながら、無秩序な土地利用や開発を規制しつつ、用途の混在を防止し、良好な居住環境の維持形成を図る。
	○既存集落	・霞ヶ浦等の自然環境への負荷軽減を図るため、集落排水事業などにより生活環境の改善に努める。 ・イヌマキ等の生垣や屋敷林等による特徴ある集落環境を保全する。
商業業務地ゾーン	○広域幹線道路の国道51号が通る西代	・利便性の高さから千葉県香取市の佐原市街地の外延化により県境を跨いだ商圏を有していることから、既存の大規模商業施設を核に、地区計画制度等の導入を検討しつつ、良好な商業集積を図る。
	○既存の商業業務地ゾーン	・大規模商業施設の機能変更により土地利用に大きな変化が生じた場合、社会経済情勢等を踏まえながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図る。
工業流通地ゾーン	○筑波東部工業団地	・本市の重要な産業系拠点の一つとして、良好な操業環境を維持するため、用途地域の導入を検討する。
	○神宮寺、西代等の一定規模の工場が立地する地区	・周辺環境との調和を図りながら、操業環境の保全を図る。
	○既存の工業流通地ゾーン	・一定規模の工場の機能変更により土地利用に大きな変化が生じた場合、社会経済情勢等を踏まえながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図る。
その他の土地利用ゾーン	○既に公共公益施設が集積した桜川地区の須賀津、東地区の結佐・八千石・佐原組新田	・公共公益施設の維持・充実を図るとともに、施設周辺の緑化等の景観整備やバリアフリー化等を推進する。
	○公園等の公共施設用地	・公園等の公共施設用地は、適切な維持管理を図るとともに、市民等の利用促進を図る。
都市的 土地利用誘導ゾーン	○工場立地法に基づく工場適地指定を受けている町田地区等	・地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入により適切な土地利用を図る。
	○首都圏中央連絡自動車道の開通に伴う開発ポテンシャル(潜在的な能力・魅力)を活かす、(仮称)東インターチェンジ周辺等をはじめとする開発効果の高い地区	・地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入により適切な土地利用を図る。
	○農用地区域に含まれない地区	・地区計画制度等の導入について検討し、適正な土地利用の誘導に努める。

	主な配置の方針		土地利用の方針
農地ゾーン	保全型	○農振農用地、集団的に存在する農地、土地改良事業等の施行に係る区域内の土地	・大規模土地利用型農地として担い手育成等の農業の振興を図り、農振法や農地法等に基づき都市的土地利用との調和を図ることにより、農地の保全を図る。
	活用型	○上記以外の農地	・農地法の一部改正に伴い、遊休農地の管理強化を図るとともに、農業への企業等の参入機会が拡大したことから、農地を効率的に利用する耕作者についての権利取得を促進する。
樹林地ゾーン	保全型	○地域森林計画対象民有林等のまとまりある平地林や里山、連続する斜面林等	・斜面林や平地林は、景観上、防災上、重要な役割を果たし、本市の貴重な存在であることから、積極的な保全を図る。 ・地域森林計画対象民有林は、森林法等に基づき適切な保全を図る。 ・特に稲敷台地と低地を結ぶ斜面地に帯状に連なる斜面林は、集落や農地とともに本市の特徴ある自然環境であることから、市民等の協力のもと積極的な保全を図る。
		○東大沼緑地環境保全地域	・自然環境保全法等に基づき適切な保全を図る。
	活用型	○上記以外の緑地等	・市街地や集落に近接・隣接する身近な樹林地等は、所有者の理解と協力のもと、適切な保全を図りながら、市民緑地等の環境学習等の場として積極的な活用を図る。 ・大規模な土地の改変を伴うなど、環境負荷の大きい産業廃棄物処分場については、その適正な規制を図る。 ・土砂採取場や跡地等は、事業者等に対し緑化回復や環境改善を要請する。
		○ゴルフ場	・茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱等に基づき、農薬等による環境汚染の防止を図る。 ・敷地周囲の樹林地は、貴重な緑地の一部として借景的な活用を図る。
水辺ゾーン	○霞ヶ浦湖岸等の水郷筑波国定公園区域（水辺と水辺緑地）		・自然公園法等の関係法令に基づき、国や県、周辺市町村とともに適切な保全を図る。 ・ヨシや多種多様な野生鳥類の生息地であることから、適切な保全を図る。
	○妙岐ノ鼻等の貴重な動植物の生息生育空間		
	○利根川、新利根川、横利根川等の河川空間		・河川法等の関係法令に基づき、国や県とともに適切な保全を図る。 ・霞ヶ浦、利根川等については、河川改修事業を促進するとともに、水害の防止を図る。
	○野田奈川（伊崎一号幹線排水路）、北野田奈川、北水路、中央排水路、南水路、中央幹線排水路、本新用水幹線等の水路		・田園や集落等とともに本市の集落環境を特徴づける景観構成要素であることから、農業用水等として適切に活用するとともに、保全を図る。

▼集落地ゾーンイメージ



▼商業業務地ゾーンイメージ



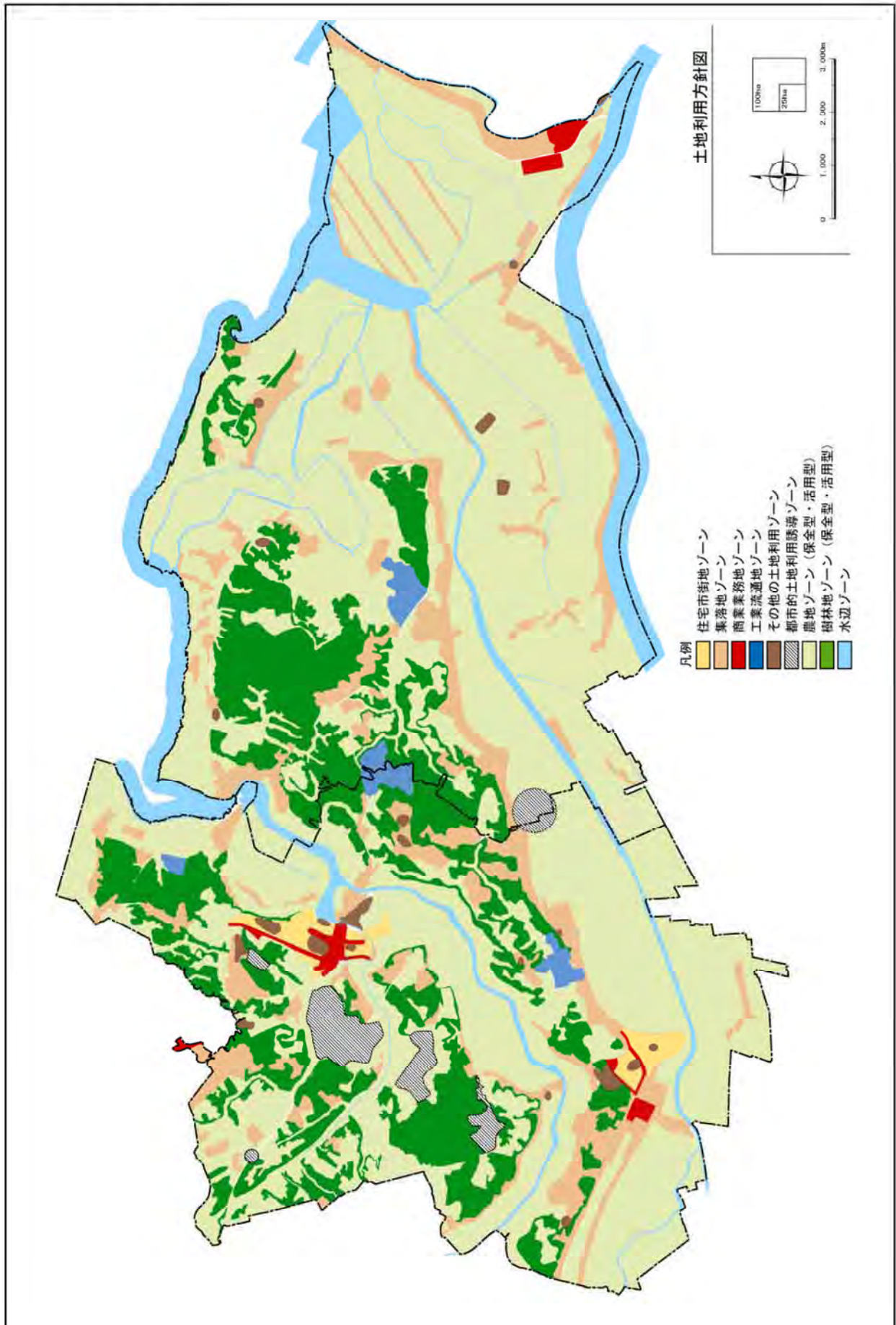
▼農地ゾーンイメージ



▼水辺ゾーンイメージ



◆ 図一 土地利用方針図



4-2 市街地整備の方針

(1) 基本目標

- 一体的な都市として求心力のあるコンパクト型都市づくりに向けて、これまで各市街地に形成されてきた住宅、商業、工業等の各種機能や、市民生活の拠点となる公共施設等が適切に配置された市街地の形成を目指す。
- 各市街地では、そこで生活する市民が安全で快適に暮らしを営み、就業者や就学者、観光客などが集い、交流できる成熟した市街地の形成を目指す。

(2) 基本方針

- 本来、市街化区域内は、住宅地や商業地等の都市的土地利用を促進すべき地域として定められており、都市基盤の整備を面的整備等により計画的、一体的に行うことが望ましいとされている。
- 本市の市街化区域内には、比較的まとまった低未利用地があるが、現在まで土地区画整理事業などの面的整備は行われていない。その結果、取り付け道路等が未整備のため農地、山林などの利用形態に止まり、市街地としての都市的土地利用の供給が効率的に行われていない状況にあることから、今後は、地権者等の意向も踏まえた面的整備等の導入手法の検討を図る。
- 市街化調整区域等における大規模な開発行為については、本市の土地利用計画と整合を図りながら、関係機関との連携のもとに進める。
- 市街化区域内での市街地の整備を検討する候補地は次の地区である。

◆表一 市街地の整備検討候補地区一覧

地区名	位置	事業手法	事業主体	概要	備考
羽賀地区	市街化調整区域 (市街化区域編入予定)	開発行為	茨城県	江戸崎工業団地として開発許可済みである。	—
下君山地区	市街化調整区域	開発行為	民間	開発行為の用途変更が必要である。	民間開発
江戸崎北地区	市街化区域	未定	組合	江戸崎総合高校北側で幹線道路に囲われた地区である。	構想
江戸崎中央部地区	市街化区域	未定	組合	江戸崎中学校北側の(県)江戸崎新利根線沿道から台地までの区域で、高低差がある。	構想
江戸崎南地区	市街化区域	未定	組合	江戸崎庁舎南側の地区で、中心地に隣接するが道路がなく農地のままの状態である。	構想
新利根中北地区	市街化区域	未定	組合	新利根中学校と新利根庁舎、竜ヶ崎・潮来線バイパスに囲まれた地区。公共施設等の裏手が未接道宅地にならないよう、都市基盤整備の必要性が高い地区。	構想

市街化区域内の集团的未利用地図



江戸崎北地区



江戸崎中央部地区



江戸崎南地区



新利根中北地区

出典：航空写真は「いばらきデジタルまっぷ」

4-3 道路・交通体系等の方針

(1) 基本目標

【道路・交通体系】

- 本市の主な道路・交通体系は、国道125号や国道408号、県道竜ヶ崎潮来線などの既存の広域幹線道路と、整備中の首都圏中央連絡自動車道などであり、今後は、首都圏中央連絡自動車道を中心とした格子状の幹線街路網の構築を目指す。
- 首都圏中央連絡自動車道やアクセス道路の整備等による都市化の進展に伴い、交通量は益々増加することが予想されることから、これらの交通量を安全かつ円滑に処理し、市民生活や産業活動の安全性と快適性、利便性を相互に高める。
- 身近な生活幹線道路・生活補助幹線道路については、江戸崎・新利根・桜川・東の4地域ごとの要望などを総合評価し、計画的・効率的な新設・改修・補修等を推進する。

【公共交通】

- 周辺市町村や首都圏とを結ぶ「基幹交通」及び市内の市街地と市街地、市街地と集落などを結ぶ「地域間交通」の維持、確保と、市民による積極的な利用を目指す。

【道路環境】

- 子供から高齢者、歩行者や自転車利用者など、誰もが安全、快適、安心して移動できる道路環境を目指す。

(2) 基本方針

1) 道路・交通体系

① 広域幹線道路

自動車専用道路や本市内の市街地と市街地、市街地と集落とを効率的に連絡し、広域的な連携を強化する国道や主要な県道などは『広域幹線道路』として位置づけ、高い走行性の確保とともに、沿道環境に配慮した道路空間の形成を図る。

稲敷東部台都市計画区域	稲敷東南部都市計画区域
<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 首都圏中央連絡自動車道線(稲敷インターチェンジ、(仮称)江戸崎パーキングエリア) ・(国) 125号 ・(都) 美浦・江戸崎線((国)125号バイパス) ・(国) 408号 ・(県) 竜ヶ崎潮来線 ・(都) 柴崎・桑山線((県)竜ヶ崎潮来線バイパス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 首都圏中央連絡自動車道線((仮称)東インターチェンジ) ・(国) 51号 ・(国) 125号 ・(都) 桜川・東線((国)125号桜川・東バイパス)

- 周辺都市と本市を連携する広域幹線道路については、国・県などの関係機関と連携しながら整備を推進する。
- (都) 首都圏中央連絡自動車道線の(仮称)江戸崎パーキングエリアにおける地域情報発信や物産等販売機能の設置を推進する。

- 整備済みの路線・区間については、引き続き、自動車、歩行者、自転車利用者など、すべての道路利用者が安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を促進する。
- 未着手の都市計画道路は、『茨城県都市計画道路再検討指針』（平成 18 年 3 月）に基づき再検討を行い、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、継続、変更、廃止の方向性を検討し、必要な未整備路線・区間については整備を促進する。

② 地域間幹線道路

次に示す県道を中心に、本市を中心とする地域間の交通を円滑に処理し、広域幹線道路間を連携し、本市の骨格を形成する道路を『地域間幹線道路』として位置づけ、走行性を確保しつつ、歩行者、自転車利用者や沿道土地利用に配慮した道路空間の形成を図る。

稲敷東部台都市計画区域	稲敷東南部都市計画区域
<ul style="list-style-type: none"> ・(県) 土浦稲敷線 ・(県) 江戸崎新利根線 ・一部(都) 青宿・原線 ((県) 江戸崎神崎線) ・一部(都) 桑山・椎塚線 ((県) 江戸崎下総線) ・(県) 稲敷阿見線 ・カントリーライン ・(都) 佐倉・羽賀線 ・(都) 土屋・新山線 ・(都) 道上沖・荒匂線 ・(都) 青宿・原線 ・(都) 伊佐津・寺地線 ・(都) 柴崎中央線 ・(都) 九軒・新宿線等 	<ul style="list-style-type: none"> ・(県) 水戸鉾田佐原線 ・(県) 取手東線 ・(県) 江戸崎下総線 ・(県) 江戸崎神崎線 ・(県) 新川・江戸崎線等

- 首都圏中央連絡自動車道へのアクセス道路をはじめ、本市の骨格を形成する道路や合併に伴う地域間交流道路の整備を推進する。
- 地域間幹線道路においても、未着手の都市計画道路は、『茨城県都市計画道路再検討指針』に基づき再検討を行い、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、継続、変更、廃止の方向性を検討する。
- 江戸崎・新利根・桜川・東の 4 地域ごとの要望などを総合評価し、『稲敷市道路整備マスタープラン』（平成 19 年 3 月）に基づき、道路の計画的な新設・改修・補修工事を推進する。
- 整備が完了している路線・区間については、引き続き、適切な維持管理を促進する。
- 歩行者や自転車利用者などに配慮した、安全・安心な道路環境の形成を促進する。

③ 生活幹線道路・生活補助幹線道路

- 市街地内、集落内を通る身近な生活道路は、危険箇所の解消や交差点改良、幅員狭小区間の拡幅改良などによる安全対策整備を図る。
- 道路の新設・改良にあたっては、必要に応じて排水対策を推進する。

2)公共交通

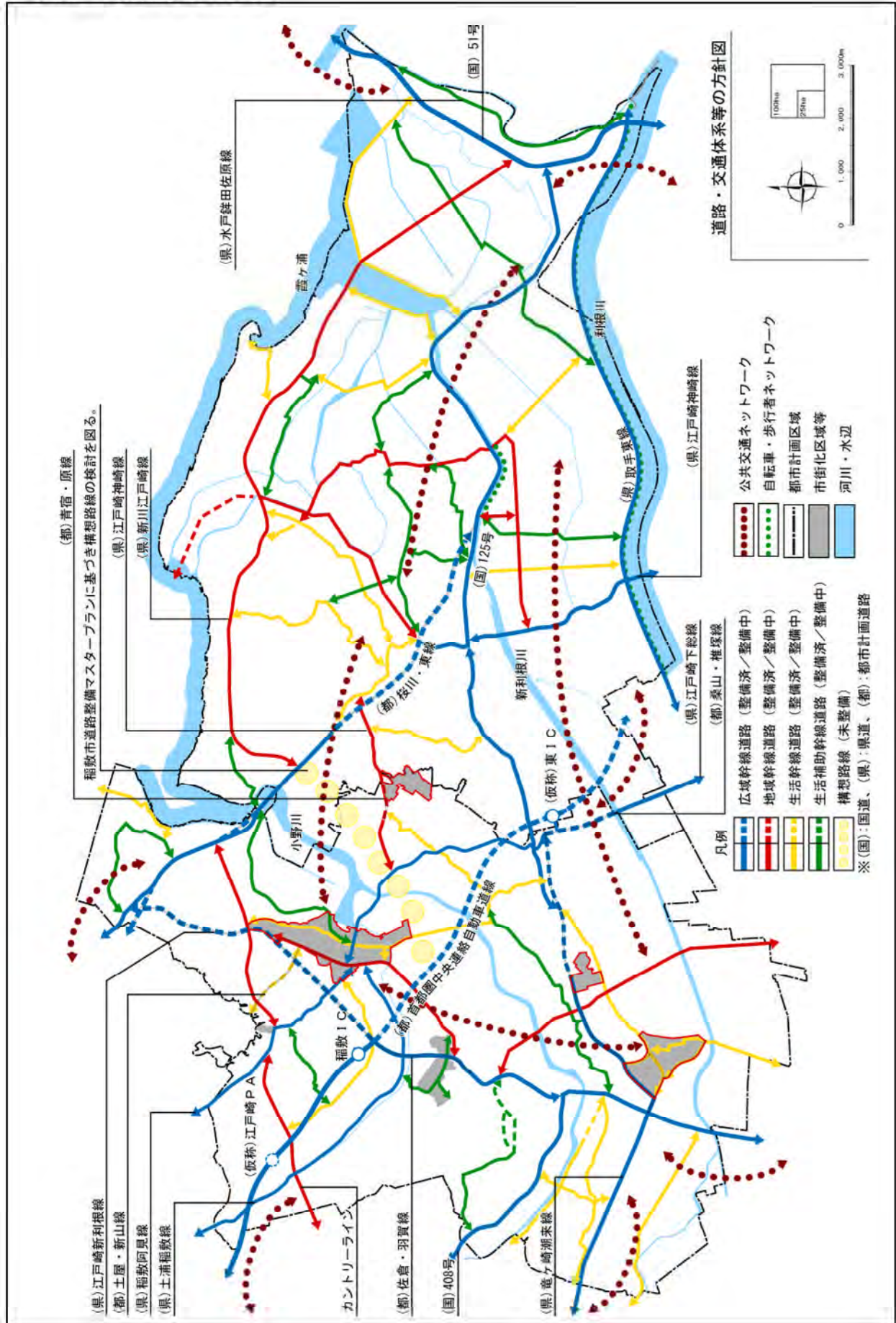
- 既存の代替バス及び路線バスの維持と、市民等による利用促進を図る。
- 自家用車を所有していない高齢者等の利便性を確保するための地域交通利用料補助事業等による公共交通に関するセーフティネットの構築を図る。
- 東京と本市を結ぶ高速バス路線の維持と、市民等による利用促進を図る。
- 民間活力との連携により、デマンドタイプのタクシーや小型バスの運行など、地域内補完交通の整備と市民や来訪者による利用促進を図る。
- 首都圏等と本市を結ぶJR常磐線牛久駅や荒川沖駅等及びJR成田線滑河駅や下総神崎、大戸、佐原駅等とを結ぶ公共交通の維持・確保を図るために、関係機関との連携を強化する。

3)道路環境

- 既存の庁舎周辺、公共施設が集積する地区、小・中学校周辺、広域幹線道路や地域幹線道路との交差点周辺など、多くの方が利用する道路空間は、交差点改良や歩道の設置、狹隘道路の解消、歩道の段差の解消など、歩行者の安全、安心を優先した道路環境づくりを進める。
- 集落と市街地、集落と集落、集落と学校等を結ぶ主要な生活道路や幹線道路は、地域の実情や学校及び幼稚園の統廃合等を勘案しながら、歩道の整備や通学路の安全性向上、危険箇所等の解消などを推進する。
- 霞ヶ浦湖岸の親水拠点を結ぶ湖岸サイクリングロードの整備を促進するとともに、利根川等の既存のサイクリングロードの活用を促進する。
- 市民の健康増進や地域を再発見するために指定された、ウォーキングや散歩に適した道路『いばらきヘルスロード²』（ヒシクイコース 3.29km、緑に囲まれたゆったりコース 1.4km、緑の里遊歩コース 2.0km、ふれあい公園コース 2.47km）における安全性の向上と、利用促進を図る。
- 本市の伊佐部橋から東中神橋までを結ぶ『新利根川桜づつみ遊歩道（約 1.4km）』や、関東ふれあいのみち（首都圏自然歩道）として指定されている、桜川地域の古渡橋から東地域の水郷大橋までを結ぶ『水の恵みと水田地帯のみち（約 26.5km）』、阿見町の島津から本市の古渡橋までを結ぶ『水の恵みを知るみち（約 19.0km）』の歩行者ネットワークの充実と、利用促進を図る。

² いばらきヘルスロード：身近な場所で誰もが気軽に歩け、ふるさとの再発見と自分の健康増進にチャレンジするためのウォーキングコースのこと。稲敷市では、県から四つのコースが指定を受けている。

◆ 図一 道路・交通体系等の方針図



4-4 公園・緑地等の方針

(1) 基本目標

- 公園・緑地の総合的な指針となる「緑の基本計画」を策定し、公園・緑地の計画的な整備・保全・管理を目指す。
- 市民や周辺市町村住民による既存の公園・緑地等の利活用の促進を図る。

(2) 基本方針

1) 公園

① 公園の適正な維持管理

- 既存の公園・緑地は、現在実施している地域住民の主体的な公園づくり活動を発展させ、公園管理の里親制度や地域委託など、市民やNPO団体などの協力のもと、利用実態に合わせた適正な維持管理の仕組みを検討する。

② 既存の公園のリニューアル

- 既存の公園は、バリアフリー化や防災機能の付加などの再整備を図り、市民に親しまれる公園づくりを推進する。
- 身近な公園・緑地は、周囲から見渡せるなどの防犯面にも配慮しながら、子供からお年寄りまで、誰もが安全・安心に集える公園・緑地づくりを推進する。

2) 緑地

- 水郷筑波国定公園の霞ヶ浦湖岸や天然記念物オオヒシクイが飛来する貴重な霞ヶ浦江戸崎入干拓地（通称、稲波干拓地）等の自然環境は、動植物の生息・生育空間として、周辺の河川等の水辺、農地等とともに一体的な保全を図る。
- 一団の平地林をはじめとする地域森林計画対象民有林は、所有者の理解と協力のもと、森林法等に基づき適切な保全を図る。
- 稲敷台地と低地を結ぶ斜面地に帯状に連なる斜面林は、集落や農地とともに本市の特徴ある自然環境であり、本市の原風景を想起させることから、緑地保全地区制度や風致地区制度を活用し、市民等の協力のもと、積極的な保全を図る。
- スダジイやスギ、クロマツ等の自然林に近い環境を有している高田権現自然環境保全地域（14.74ha）や、スダジイ等の常緑樹林が残る東大沼緑地環境保全地域（1.40ha）、上根本緑地環境保全地域（2.83ha）等は、自然環境保全法等の関連法令のもと、適切な保全を図る。
- 江戸崎城跡や大杉神社、逢善寺などの歴史的・文化的に貴重な資源等と一体となった良好な樹林地は、積極的な保全を図る。

▼水郷筑波国定公園



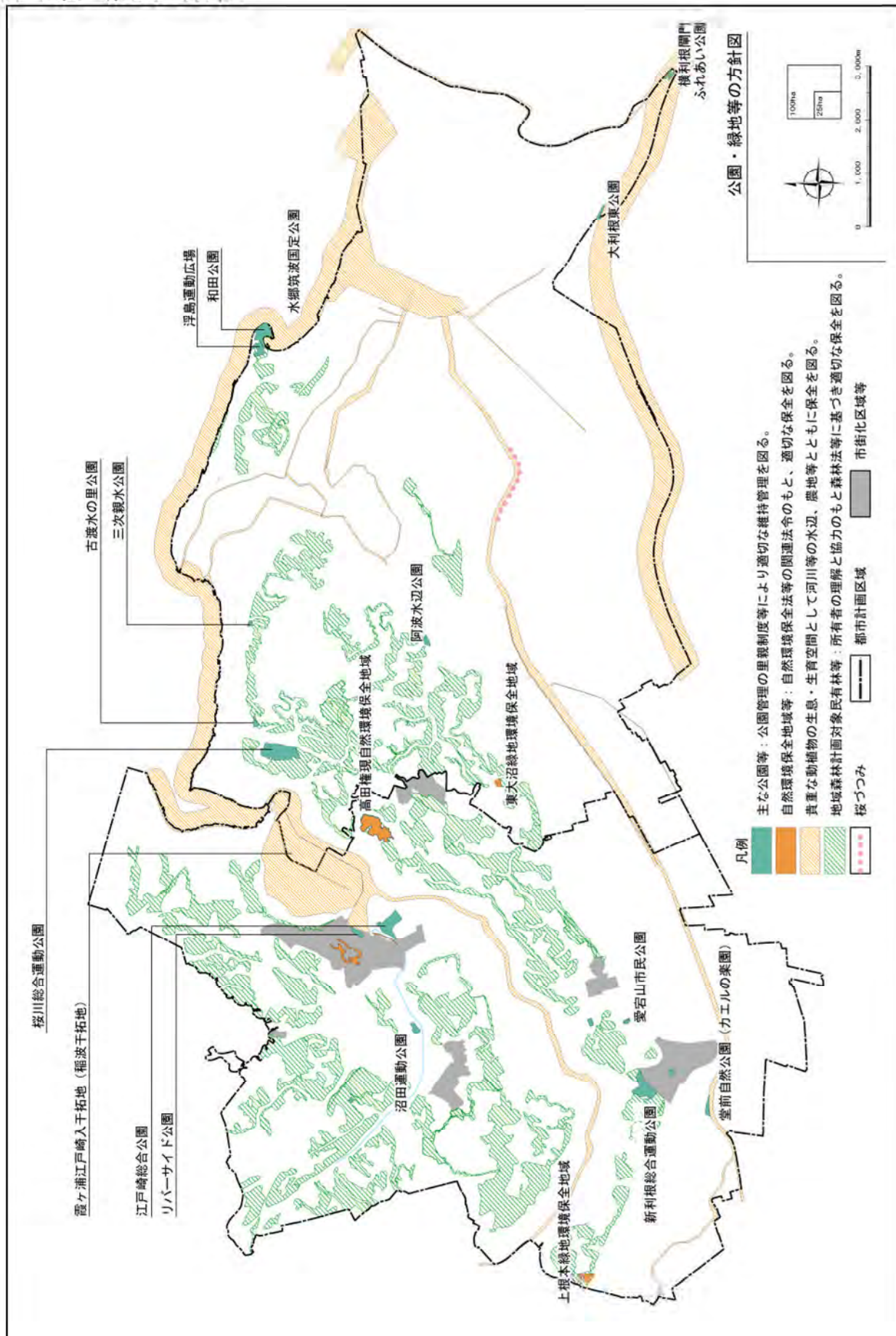
▼阿波水辺公園



▼和田公園



◆ 図一 公園・緑地等の方針図



4-5 下水道・河川等の整備に関する方針

(1) 基本目標

【下水道】

- 『生活排水ベストプラン（茨城県）』に基づき、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などによる総合的な生活排水対策により、快適な生活環境を確保し、霞ヶ浦などの公共水域の保全や汚濁防止を目指す。

【河川】

- 本市を流れる利根川や新利根川、横利根川、小野川等の河川は、利根川水系に属しており、各市街地や集落地区に降り注いだ雨水は、これらの河川に排水されている。今後も国、県等との連携により、水害の発生を防止し、安全でうるおいを感じることができる雄大な河川環境の形成を目指す。

(2) 基本方針

1) 下水道

- 下水道については、霞ヶ浦常南流域下水道の整備を促進するとともに、これに関連した公共下水道及び江戸崎処理区公共下水道、東処理区公共下水道などの、単独公共下水道の処理区域の拡大を図る。
- 下水道施設の維持管理の徹底や、下水道への加入促進を図る。
- 市街地の雨水排水については、河川や農業関連計画との調整を図り、ポンプ場や雨水管渠等の整備を進める。
- 公共下水道区域外では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置による生活排水対策を推進する。
- 農業集落排水事業の完了区域においては加入促進を図るとともに、その他の区域では高度処理型浄化槽³の普及を促進する。

2) 河川

- 霞ヶ浦、利根川等については河川改修事業を促進するとともに、水害の防止を図る。
- 霞ヶ浦湖岸や河川の堤防敷等、本市の特徴である貴重な水辺空間を活かした親水空間づくりを進める。

▼霞ヶ浦



³ 高度処理型浄化槽：し尿と家庭雑排水を処理する合併浄化槽の性能に窒素とリンを削減できる機能を付加させた浄化槽。

4-6 景観形成の方針

(1) 基本目標

- 地域特性を活かした良好な景観形成を図るため、市街地景観、幹線道路沿道景観、集落景観などに配慮したまちづくりを推進する。
- 稲波干拓地や浮島・妙岐ノ鼻をはじめ、霞ヶ浦湖岸一帯等の自然景観は、野鳥などの多種多様な動植物の貴重な生息生育空間となっており、また、市民や来訪者にとって観光・交流の場ともなっていることから、県や周辺市町村とともに水郷筑波国定公園としての品格を高めながら、自然環境の維持・保全による良好な自然景観を守り、後世に継承する。【自然景観】
- 江戸崎市街地形成ゾーンに点在する蔵等の歴史景観は、古くは城下町、水運の拠点として発展してきた経緯の名残であることから、こうした特徴ある地区の歴史景観を大切に守り、活かし、後世に継承する。【歴史景観】
- 幹線道路沿道に形成された市街地景観は、周辺の田園環境等との調和に配慮した景観まちづくりを促進する。【市街地景観】
- 霞ヶ浦や河川に抱かれた水郷地帯ならではの用排水路や、マキ等の防風林・屋敷林、水田や畑等により形づくられた本市の歴史や風土が感じられる集落景観を保全し、後世に継承する。【集落景観】

(2) 基本方針

- 霞ヶ浦湖岸一帯の良好な自然景観については、茨城県や周辺市町村との連携により、広域景観形成基準の策定などを検討する。
- 公共施設や商業施設が集積する市街地では、地元商店主等との連携により、電線類の地中化や商店街のファサード⁴改修など、歴史景観を核にした景観まちづくりを推進する。
- 茨城県景観形成条例や茨城県屋外広告物条例、景観法等により、大規模な建築物や工作物の景観誘導、屋外広告物の適正誘導を図る。
- 本市の歴史や風土が感じられる水郷ならではの集落景観については、生活道路や下水道等の生活環境の向上を図りながら既存集落を活性化するとともに、開発の抑制や農地の保全を図る。

▼自然景観



▼歴史景観



▼集落景観



⁴ ファサード：建築物の正面あるいは外観のこと。

4-7 市民生活を支える施設整備の方針

(1) 基本目標

- 学校教育施設や生涯学習施設等の市民生活を支える施設は、既存施設の適切な維持管理を図るとともに、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」やユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害者などに配慮した、人にやさしいまちづくりを推進する。
- 市町村合併による重複・分散する機能は、段階的に機能の集約化を図るとともに、公共施設の相互活用や転用を検討するなど、公共施設の効率的な利活用を目指す。

(2) 基本方針

1) 学校教育施設

- 『稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について（答申）』に基づき、少子化社会に対応した適正規模や、それに対応した小中学校等の適正配置、整備改修を推進する。

2) 生涯学習施設等

- 市民の生涯スポーツの拠点となる総合運動公園の充実などとともに、市民が安全にスポーツを楽しめるよう、既存の体育館等、体育施設の維持管理に努める。
- 「総合型スポーツクラブ」の創設を促進するなど、ソフト的な取り組みを展開し、三つの総合運動公園の利用促進を図る。
- 江戸崎公民館、新利根公民館、桜川公民館、図書館、あずま生涯学習センター、歴史民俗資料館などの生涯学習・文化施設の適切な維持管理を図るとともに、市民等による利活用を促進する。

3) 社会保健福祉施設

- ふれあいセンターや江戸崎福祉センター、新利根いこいのプラザ等の社会福祉施設は、地域福祉活動拠点としての整備を図る。
- 保健センターや公民館、コミュニティセンター等の既存施設や学校教育施設については、地域福祉活動拠点としての活用を検討する。

4) 上水道

- 本市の上水道は主に霞ヶ浦から取水する県南広域水道用水から、工業用水は地下水からそれぞれ受水しており、引き続き、県とともに豊富で良質な水を確保し、安定した供給を図る。

5) 処理施設

- 本市のごみ処理は、美浦村とともに設立した江戸崎地方衛生土木組合において焼却施設、不燃物処理資源化施設、粗大ごみ処理（破碎）施設、粗大ごみ処理（圧縮）施設をそれぞれ運用しており、引き続き、美浦村との連携のもと、必要に応じた施設の更新を図りながら、地球環境にやさしい適切なおみ処理及び再資源化を推進する。

- 市民の環境負荷軽減に関する意識啓発等のソフト施策の展開を図りながら、ごみの減量化や再資源化を促進する。

6)火葬場

- 火葬場・斎場施設「聖苑香澄」については、引き続き、美浦村との連携による江戸崎地方衛生土木組合により、適正な維持管理を推進する。

4-8 都市防災に関する方針

(1) 基本目標

- 将来起こりうる可能性のある直下型地震や水害等の災害に対して、市民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができるよう、『稲敷市地域防災計画』（平成19年3月）に基づき、市民・事業者・行政の連携による防災体制の充実・強化を目指す。
- 市街地内の急傾斜地や、市街地に隣接する河川の整備を促進し、安全な生活環境を形成する。
- 『稲敷市耐震改修促進計画』（平成21年3月）に基づき、指定避難所や避難場所となっている小中学校や公園等の公共施設の耐震化に努めるとともに、市民や事業者に対してその普及啓発を図るなど、災害に強いまちづくりを目指す。
- 救援活動の円滑化を図る観点から、狭隘道路の解消や緑化の推進など、市民とともに災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 基本方針

1) 水害

- 本市の洪水避難地図『霞ヶ浦・利根川洪水ハザードマップ』（平成19年）の配布やインターネットによる周知に努め、災害時の被害軽減を図る。

2) 土砂災害

- 本市には、災害時に崩落等の危険性のある土砂災害危険箇所が複数存在していることから、こうした危険箇所の土地所有者や管理者等に適切な保全を促進するとともに、茨城県が提供する『土砂災害危険箇所図』を活用し、市民に対する危険箇所の情報提供を推進する。

3) 総合防災

- 小中学校や体育館などの指定避難所及び避難場所の耐震改修を推進するほか、市民に対する情報提供を推進する。
- 『ゆれやすさマップ』を作成するとともに、配布やインターネットによる周知に努める。
- 市民が生活する木造住宅の耐震診断を促進する。
- 主要な国道や県道、市道の一部が緊急輸送道路に位置づけられていることから、平時より、適切な維持管理を図るとともに、市民に対する情報提供を推進する。
- 災害に強いまちづくりを推進するため、狭隘道路の解消や生活幹線道路の整備推進に努める。
- 安全なまちづくりを計画的に推進するために、防犯灯の設置基準を定め、地域の実情を踏まえた効果的な防犯灯の設置と、その適切な維持管理に努める。

4-9 住宅・住環境の方針

(1) 基本目標

- 住宅施策を人口問題対策の一つと捉え、計画的な住宅施策を展開し、子育てファミリー層や団塊の世代の退職後の住み替えなどを中心とした定住化を促進する。
- 県営住宅及び市営住宅については、計画的な維持管理を促進・推進する。
- 本市は直下型地震による被害を受ける可能性が指摘されているため、安全な住宅・住環境づくりを推進する。

(2) 基本方針

- 『茨城県住生活基本計画』（平成 19 年 3 月）の地域別の施策に基づき、県との連携のもと、総合的な住宅施策を推進する。
- 県営結佐アパート及び市営結佐住宅については、良好な住宅ストックとして有効に活用していくために、県との連携のもと、適切な維持管理を推進する。
- 市営住宅については、半数近くが耐用年数を超え、老朽化が進んでいることから、適切な住宅の供給と計画的な維持管理を推進する。
- 戸建て住宅を中心とする既存住宅の耐震診断や耐震改修を促進する。
- 田舎暮らしのための住宅情報など、地域情報を総合的に提供できる体制づくりを進める。

▼県営結佐アパート及び市営結佐住宅



